

令和6年第20回教育委員会会議録

1 日時

令和6年12月25日（水）15時00分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長：石橋正信

教育委員：町孝、原志津子、武部愛子、徳成晃隆、沖田由香

事 務 局：福田教育次長、木下理事

中尾総務部長、峯川職員部長

中野総務課長、若松職員課長、坂崎教職員第1課長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第63号 福岡市教育委員会職員証規程の廃止案

付議案第64号 福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

(2) 臨時代理報告事項

なし

(3) 協議・報告事項

なし

5 開会

教育長開会を宣告 15時00分

付議案第64号は意思形成過程の案件のため、議決により非公開とされた。

6 付議事項

▼付議案第63号 福岡市教育委員会職員証規程の廃止案

若松課長より説明

《原案どおり可決》

〔質疑等〕

(町委員)

- 学校現場も同じように職員証を廃止するのか。

(若松課長)

- 学校の教職員も職員証を使っており、今回の改正をもって職員証を廃止することになる。

(徳成委員)

- 今の職員証は全庁OAの認証のために今後も使い続けるとのことであるが、今後新規に採用する職員については、どのようになるのか。

(若松課長)

- 今後新規に採用する職員については、別途認証用カードを発行する。

(原委員)

- 職員証の廃止後、教職員、職員としての身分証明はどうしていくのか。

(若松課長)

- 例えば徴税吏員証のように法令等で定められているものは、それをそのまま使用することになる。それ以外については、名札や名刺と免許証等を併せて提示することで職員としての身分を証明することとする。

(町委員)

- 同姓同名の場合はどうなるのか。

(若松課長)

- 名札や名刺には所属と名前が記載されており、免許証には生年月日と顔写真も記載されているので、そこで判別できると考える。

(沖田委員)

- もう一度尋ねるが、学校の先生方の職員証もなくなるのか。保護者からすると、教職員の氏名が分からなくなるのは困る。職員証に代わるものは何かあるのか。

(若松課長)

- 今も教職員は名札を着用することとしているため、名前が分かるようになっている。

(沖田委員)

- 名札はこのまま使われるということか。

(若松課長)

- そのとおりである。

▼付議案第64号 福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案
若松課長より説明
《原案どおり可決》

7 臨時代理報告事項

なし

8 協議・報告事項

なし

9 閉会

教育長閉会を宣告 15時11分